

| | | |
|---|--|-----------------------------|
| 令和5年11月17日(金) 10:00~11:30 | | 場所:あきる野市役所 505会議室 |
| 出欠席 | | |
| 出欠 | 氏名 | 所属等 |
| 出 | ○長塚 弘司 | 全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部 (東郊建設) |
| 出 | 中村 健泰 | 東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック (中村住地) |
| 出 | ◎榊原 秀明 | 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会 |
| 出 | 反町 茂 | 地域包括支援センター (東部高齢者はつらつセンター) |
| 欠 | 加藤 暁子 | あきる野市障がい者基幹相談支援センター |
| 出 | 南沢 文江 | あきる野市民生児童委員協議会 |
| 出 | 細谷 英広 | 健康福祉部 生活福祉課長 |
| 出 | 井上 弘明 | 健康福祉部 障がい者支援課長 |
| 出 | 山田 直喜 | 健康福祉部 高齢者支援課長 |
| 出 | 荒井 伸良 | 子ども家庭部 子ども政策課長 |
| ◎会長、○副会長 敬称略 | | |
| 事務局 都市整備部都市計画課 野口 創、秋山 尚、峯尾 大希 健康福祉部福祉総務課 宮崎 勝央、田中 晶 | | |
| 配布資料 ・次第 ・資料1 第2回協議会意見交換概要 ・資料1-1 ニーズ把握調査【上半期集計(4~9月相談受付分)】の報告 ・資料2 協力不動産店募集のチラシについて ・資料3 居住支援相談窓口について | | |
| 内 容 | | |
| 事務局 | <p>1 開 会 (委員出欠確認) (傍聴人数の確認)</p> <p>2 会 長 換 拶 (会長より挨拶)</p> <p>会長ありがとうございました。議事に入る前に、本日の次第について一部変更させていただきます。次第3 日野市居住支援に関する取組について、日野市の方に講演をお願いしておりましたが、急遽お越しいただけけないこととなりました。先方からは、改めて機会を頂ければとお話を頂戴しておりますので、日野市居住支援に関する取組につきましては、改めて機会を設けさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>それではここからの議事進行につきましては、設置要綱第9条2項に基づき榊原会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いたします。</p> | |
| 会 長 | <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>次第3につきましては、事務局から説明があったとおりなので、またの機会とさせていただきます。次第4報告(1)第2回協議会 意見交換概要につきましては、事務局から説明をお願いします。</p> <p>4 報 告</p> | |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>お手元の資料1をご覧ください。</p> <p>(資料1について事務局より説明)</p> <p>詳細な議事録につきましては市の公式ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。なお、前回、各市の協力不動産店の実態数についてご質問を頂いておりました。これについて調査したところ、多摩地域10市の協力不動産店の割合は、不動産団体に所属している店舗数に対して5%～18%と幅があります。各市居住環境や団体数等も違いますので単純に数字だけでの比較は難しいとは思いますが、調査結果の報告となります。事務局からは以上です。</p> |
| 会長 | <p>ただ今事務局から報告ありました。皆様から質問等ございますか。</p> |
| 委員 | <p>居住支援相談窓口の設置についての黒丸の4つ目、市の各課で支援業務を行っているという中に、障がい者に対する計画相談等と記載があります。市でもそのような相談を受けますが、実際に計画相談を行うのは各事業所になっており、市に相談があった場合もグループホーム等の支援居住に対しては各事業者が行っています。誤解があるといけませんので、補足させていただきます。</p> |
| 会長 | <p>今の点について事務局から補足的なものはありますか。</p> |
| 事務局 | <p>特にありません。</p> |
| 会長 | <p>グループホームの場合や計画相談員がいた時はそちらで対応してくれるという話かと思います。これは、介護保険でも同じかと思いますが、ケアマネージャーさんがフォローする場合がありますので、全てが市役所というわけではないので誤解のないようにというお話でした。</p> <p>そのほかありますでしょうか。無いようであれば、報告事項の(2)ニーズ把握調査【上半期集計(4～9月相談受付分)】の報告を事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>お手元の資料1-1をご覧ください。</p> <p>令和5年度の4月～9月の相談件数の集計です。市内の各相談窓口に、ニーズ把握調査ということで、相談件数がどの程度あったのか調査をさせていただいております。こちらの結果を見ますと、単純に障がい者支援、障がい者基幹支援相談センターの所に相談数がとても多く見えるかと思いますが、実際にはグループホームの入居に対するご相談がほとんどということでコメントを頂いております。また、都市計画課住宅係は、市営住宅の申込み等も多くあったというところだと思います。</p> <p>このようなニーズ把握調査、なかなか把握しにくいので各事業所にはお手数お掛けしておりますが、継続して調査だけは進めていこうと思っております。委員の皆様は、このような相談があるのだと把握しておいてください。事務局からは以上です。</p> |

| | |
|-----|---|
| 会 長 | ただ今事務局から報告ありました。皆様から質問等ございますか。 |
| 委 員 | 20歳から64歳までの現役世代の相談件数について気になる点があります。今事務局からご説明いただいたように、障がい者の基幹相談センターにもグループホームの入居相談があるという話もありましたが、20歳から64歳まで現役世代の中で、実際はどの年代の方から相談があるのか気になりました。高齢者は、前期高齢・後期高齢と分かれています、現役世代だと少し幅が広いので、もしわかれば教えていただきたい。 |
| 事務局 | 申し訳ございませんが。この年代幅で調査してしまっている、この中のさらに細かい年代別の分布・割合については把握しておりません。 |
| 会 長 | せっかく意見があったので、次回までに確認してもらって報告してもらっても良いかと思います。ちなみに都市計画課の市営住宅の方も話がありましたので、補足はありますか。 |
| 事務局 | こちらにつきましてはですね、子育て世帯もございますし、ひとり親世帯もございます。64歳までとはなっていますが、60歳前後の方もいらっしゃいます。細かい数字は持っていないので感覚的にですが、やはり子育て世帯もひとり親世帯も30代が中心で、あとは60歳前後の方の割合が多いです。40代・50代の方のご相談は少ない状況だと思います。 |
| 委 員 | 3番目の入居希望者の属性で、18歳未満のお子さんがある世帯の方や低所得の方というところが少し大きい割合だと思いますが、社会背景などの点も要因として、住む家に困っていらっしゃる方が多いのかと思いました。逆に高齢者だと持ち家の方も多いので、そういった点で割合が少なくなる背景もあるだろうし、高齢者だとどうしてもアパートとなると身元の保証人の点で少し躓いてしまって、やむなく施設ということもあると思います。高齢者分野だけではなく、子どもを抱えている世帯だったり、低所得の世帯の方に対して、どうやってアプローチができるのかということを考えていけると良いと思いました。 |
| 会 長 | 確かに、属性が複数回答にはなっていますが、やはり低所得の方や子ども・DV・ひとり親、高齢者も勿論ですが、障がい、この辺がどうしても比率としては大きくなっているという感覚でしょうか。 また感覚的なものになってしまうかもしれませんが何か市の方で、子育てのことについてありますか。 |
| 委 員 | 実際、そのような相談は子ども家庭支援センターなどに入ってくるのかと思います。実際に若い方、子育て中の方、先ほどありましたDVの被害を受けている方など相談が入ってきているというのは聞いたことがあります。その中で、住む家までどのような形で相談をされているのかという細かい点までは存じ上げていませんが、相談の中で総合的に出てきているのだと |

| | |
|-----|--|
| 会 長 | <p>感じています。</p> <p>このニーズ把握調査は大雑把なところだと思いますが、非常に参考になります。次の協議事項にも入ってくると思いますが、今後居住支援相談窓口を設置するにあたっては、基礎資料になると思いますので、是非これはいかしていければと思います。また、自由記載欄にも様々記載があって非常に参考になる点が多いです。例えば、障がいの方では8050問題や7040問題など、それも障がいだけでなく高齢の方にも絡む点もあり、そこは重層的になっていくのだと思います。</p> <p>そのほか何かございますか。</p> |
| 委 員 | <p>1点気になる点があります。このニーズ調査に関しては、市の関係部署や障がいの関係部署で行っていますが、不動産部門の方の相談状況なども、実際把握するのは難しいと思いますが、わかると良いと思います。と言いますのは、介護施設などで、人材不足に伴い外国人の雇用が若干進んできている状況がありますが、外国人が働きたいと思ってもなかなか住む所、アパートが見つからないという話を伺ったことがあります。このニーズ調査の中では市の関係窓口で外国人の相談は0件となっていますが、実際、不動産屋さんなどではそのような相談や現状がある気がしています。やはり外国人が住む所が見つからないという話を聞くこともありますので、高齢者支援の観点からも、そのような点に目を向けていければと思います。</p> |
| 会 長 | <p>感覚的なもので良いので、外国人への対応など参考までにお聞かせいただけませんか。</p> |
| 委 員 | <p>あまり他店のことはわかりませんが、私のところのお客様の中には外国人の方もいることはいますし、実際に入居している方もいます。ただ、少しは日本語が話せる方に入居してもらっています。</p> <p>借り方としては半分が法人で、会社が借りているので、何かあるとき、例えば2人程度で居住してもらいたい2DKの住戸について、状況によっては4人で入りたいとお願いされるときもあります。そのような時は会社が動きます。基本的に直接本人たちとどうこうということはありませんが、やはり少しは日本語を話せる方をお願いしています。直接外国人の方が借りてる場合は、保証人などがいないので、保証会社を通して保証が得られれば入ってもらいます。どうしても習慣が違うので、多少慣れるまでに時間がかかることもありますが、入居している方はほとんどが真面目な方で、ゴミの出し方なども教えれば、基本的にきちんとやってくれます。</p> <p>外国人は絶対入居させないという会社もありますが、働いている外国人の方も結構いらっしゃるの、どこかしらには居住しているのだとは思いますが。</p> |
| 会 長 | <p>非常に参考になる意見だったと思います。副会長はいかがですか。</p> |
| 副会長 | <p>私たちは、賃貸管理ではなく建設の方がメインですが、例えば大きい特養などから、新卒で</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>入ってくる人たちの住居を確保しないと職員の確保が難しくなるので、そのようなアパートなどが無いかというご相談を受けることは非常に多いです。そこで、近所の古いアパートを持っている方の所へ伺って、そこを取り壊して新しく寮を建ててくれば一括して借りると言っていますがどうですか、と営業をかけて、実際にここ10年程でそのような建物を3棟程建てています。法人が一括借上しているのですが、私たちはどんな方が入っているかはわかりませんが、外国人の方も入ってるという話は聞いています。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>私にはそこまでわからないので、改めてお二方から現状について聞いて非常に良かったと思います。ケースとしては法人が多いのですか。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>法人で申込みをしてくるケースは多いです。私のところでは取らないですが派遣会社のケースもたまにあったり、一般的に建設業や飲食業関係などの会社からのケースがあります。中には会社自体を外国人の方が経営しているケースもありますが、そのような方は一度会って話をします。基本働こうとしている方はきちんとしていますが、よくわからないような人と一括りにされてしまうのでイメージが良くなって、大家さんに外国人だと伝えると断られてしまうケースも正直あります。その場合でも対応できそうな人であれば、こちらが対応しますということで許可してもらうこともあります。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>ちなみに生活保護の方で、これに関連してございますか。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>実は外国人の方は生活保護の対象ではありませんが、ただ、生活保護に準じた形を取っています。</p> <p>あきる野市でもいわゆる定住促進の関係で、二宮にある昔の雇用促進の所が利用されて外国人の方はそれなりに増えてはいます。ただ市民課のデータでわかるかと思いますが、あきる野市において外国人の人数は5年位で倍増していると思いますが、パーセンテージで言うと全国平均のまだ半分程しか外国人がいませんし、定住促進のところから入ってくる外国人が多いので、すぐに生活保護に結びつくというケースは少ないと思います。むしろ、日本人と結婚されていて配偶者がお亡くなりになった場合や、離婚されてという外国人の方が見受けられますが、数的にはそれほど多くはなく、そういう方は元々住む所があつてからの相談になりますので、住む所がなくて困りましたという外国人の相談は無いと感じています。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>本当に参考になる、皆様の生の声、現状が聞いて良かったと思っています。</p> <p>それでは次第5 協議事項（1）協力不動産店募集のチラシについてに移ります。事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>5 協 議 事 項</p> <p>お手元の資料2をご覧ください。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>(資料2について事務局から説明)</p> <p>現在チラシの作成と同時並行でこちらのチラシの内容をまとめた実施要綱を策定しております。事務局からの説明は以上です。</p> |
| 会 長 | 事務局から説明がありました。皆様から質問などあると思いますがいかがでしょうか。 |
| 副会長 | <p>1点だけよろしいでしょうか。</p> <p>このチラシの配布方法や周知の方法を確認させていただきたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>実は、不動産関係団体のお二方にご相談させていただこうと思っていたのですが、事務局として3つ案を考えておまして、1つめは各団体の会合に事務局が赴いてご説明をさせていただき、2つめは、各団体のメンバーリストを頂戴して事前にチラシを配った上で事務局が協力不動産店の店舗にご説明に赴く、3つめは説明会のような形で各不動産会社の方々に集まっていただく、以上が手法としてあると考えています。この中のひとつに絞らなくても良いと思いますが、逆にどのような方法が良いのかお二方に挙げていただけるとありがたいと思います。</p> |
| 会 長 | 市としても困っていると言いますか、チラシを作ってどうしていこうかということだと思いますが、いかがですか。 |
| 副会長 | 全日本不動産協会としては、多摩西支部を通して不動産店に一斉にFAXを送ってもらう、ホームページに出してもらうなどの方法はあると思います。名簿をお渡しすることもおそらく可能だと思います。 |
| 会 長 | 定期的な会合、会議はありますか。 |
| 副会長 | 秋川地区、青梅地区など、多摩西支部に所属する地区で役員がいて、その役員たちが集まる役員会があります。そこで大体物事を決めていますので、その場に私が持って行けば良いと思います。わざわざ行政に出向いてもらわなくても問題ないとは思っています。 |
| 会 長 | おそらく会議には出られると思います。一度くらいは、事務局から周知した方が良いでしょうが、いかがですか。 |
| 副会長 | <p>直近であります、25日の土曜日なのです。</p> <p>前回の役員会でも具体的にどのようなことをやる協議会なのか、という質問は皆さんから返ってきていますので、そこで説明は一旦しております。今日もまた報告書を作って事務局に送ることになっています。</p> |

| | |
|-----|--|
| 会 長 | <p>全日本不動産協会の方は、副会長を通じてできるかもしれませんね。 東京都宅地建物取引業協会の方は、会合的なものはありますか。</p> |
| 委 員 | <p>役員会は定期的に行ってます。うちの団体の役員は西多摩地域、あきる野・福生・青梅など全部入れて23人ぐらいで各地区で3、4人程になっていますが、あくまでも集まるのは役員で、会員が集まるわけではありません。今までのやり方で言うのであれば、基本的に、このような事業を市で行うので協力していただける方は手を挙げてください、と事前に会員にお知らせをして、協力してくれる会社だけのリストを出して、その人たちだけにこのようにしてくださいという案内を行っていくという流れで各行政同じようにやらせていただいています。</p> <p>実際、名簿を出しても、あきる野市内で60数社あって、その内の半分程が賃貸だったと思いますが、そこから協力するか否かの話になります。今までも空き家や色々なところで協力すると手を挙げているのは、10数社だと思いますが、大体同じで決まっていると思いますので、基本的には会員にこのようなことをやりますと案内させていただいて、そこから協力してもいいという人に手を挙げてもらうというやり方でやらせていただきたいと思います。一同に集まってもらって説明をしてもらうというやり方もまた新しいやり方で良いのかなという気もしていますが、やはり協力店として挙がってくる人は、そうだろうと感じる方たちですし、一方でFAXもメールも見ない人は見ない、いくら賃貸物件持っていて一切関わらないという会社は関わらないので、同じやり方で良いと思っています。</p> <p>実際のところは、情報として協力できるような物件がそろうかが最も心配です。</p> |
| 会 長 | <p>今のお二方の意見を聞いて、事務局としていかがですか。</p> |
| 事務局 | <p>今日チラシの案を出していますが、1月をめどにブラッシュアップして完成させますので、改めて事務局の方からお二人方にご連絡取らせていただいて、タイミングが合う会合に同席させてもらうか、合わせてチラシをお渡しするかなど、個別に相談をさせていただきながらより良い方法を探っていきたいと思います。ご協力をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>ただ、今までのやり方で言うと、私たちの団体が管理するのであれば、市と協定を結んで、団体として事業に協力するというのが前提で物事が進んでいましたので、今、私が委員として参加していますが、特段協定を結んだわけではありませんから、中には突然名簿を出すことに抵抗がある人もいます。ただ単に不動産業者ということであれば、会員だろうと地主さんであろうとまったく団体に入っていない業者も関係がないので、やり方によっては段階を追っていく必要かもしれません。</p> |
| 会 長 | <p>副会長は何かありますか。</p> |
| 副会長 | <p>ワンステップあるとは思いますが、やはり協定を結んで、このようになったのでお願いしま</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>す、と会員の皆様をお願いするのが最も協力していただけるかと思います。</p> <p>今回はまず居住支援協議会の中での話なので、協定の件につきましては、本日は宿題という形で検討させてください。</p> |
| 会長 | <p>ここは重要な点ですよ。最初に報告がありましたが、近隣市における協力店舗の割合が5%~18%で、委員がおっしゃっていたあきる野市内で賃貸を扱っているのが30社程度となると単純計算しても相当少なくなる可能性がありますので、そこはある意味丁寧にやった方が良いと思います。せっかく2つの団体の方が委員として出ているので、協定なら協定、そうでないなら協定までは結ばなくてもより良い丁寧な方法で行えればなお良い思いました。いずれにしても、チラシだけでは正直わからないかなと思いますので、説明は必要だと思います。</p> |
| 委員 | <p>例えば、まずは私の方にこれ何か宅建が関係していますか、と聞いてくると思います。でも関係ないとも言えないし、ただそういうことをやっていますという説明をします。</p> |
| 会長 | <p>今の意見を聞いても、役員には最低限お話をきちんと通す、丁寧にやるという方法がベターだと思います。ここだけは丁寧にいきたいと思いますので、場合によっては私も行きますから、お声かけいただければと思います。</p> <p>チラシについて、ほかに意見などございますか。</p> |
| 委員 | <p>表面ですが、「住宅確保要配慮者とは」で、漢字で「障害者」とあるんですが、「がい」はひらがなでお願いします。あるいは障がいのある方など表記的にご相談させていただければと思います。</p> |
| 会長 | <p>低額所得者という表記もどうかと思う点もありますので、そのような文言について配慮をお願いします。</p> <p>あと、前回の協議会でもメリットの話が出ていましたので、そのことをもっとアピールできればと思いますが、チラシによると協力不動産店とはの*（アスタリスク）部分の記載でしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>はい、そのとおりです。シールの作成などについても、当然協力しているということで用意はできるとは思いますが、逆に不動産店の方でシールのような物の必要性があるのか聞かせていただけるとありがたいです。</p> |
| 委員 | <p>一般の方が、このような案件で探されているのであれば、直接お店に来る方は外から見てわかる方が入りやすいのかと思います。それが、シールなのかわかりませんが、何らかの表示をしてあげれば親切だと思います。</p> |

| | |
|-----|--|
| 副会長 | <p>協力してくれるお店、手を挙げてくれるお店というのは、おそらく何かメリットを求めるようなお店ではないと思いますので、ホームページに掲載するなど良いと思います。ただやはり、委員がおっしゃったように、ここでやっているということがわかるような物があれば良いのかなと思います。大体皆様行政に相談に来たり、事業所に相談に行ってから、どうしようとなると思いますから、そのような人がわかりやすいようにした方が良いと思います。</p> |
| 会 長 | <p>今の意見を聞いていかがですか。</p> |
| 事務局 | <p>もちろんホームページへの掲載につきましても、強制的に掲載するのではなく、不動産店の任意の選択が可能です。また、例としてシールを挙げましたが、それにこだわらず、協力不動産店として表示できる物は調整することは可能ですので、今後検討しておきます。</p> |
| 会 長 | <p>一覧的なものがあれば、相談を受けてもらえるところなどが案内しやすいでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>訪問すると必ずそういうことに関しては相対で話しますので、こういう所行ってください、私も不動産店に相談してみますという話をします。前回もお話しましたが、あまりに直す所が多い借家なので転居を希望している方がいて、その方も不動産店を通して良い土地があったので、そこに家を建てるという方向に向かっています。他の案件も相談があると皆様個人で動いてくれていて、もう1件のところも明渡しを求められていましたが、不動産店が買って来てずっと住めるようになるなど、皆様良い方向に向かっています。</p> <p>草木が繁茂していて近所の方も困っている空き家があります。所有者に電話しても連絡が取れず、市からも既に何回も手紙を出しているという空き家で、それから2年位経っていますが、今後それをどうしていけばよいか。これから冬になるので枯れていきますが、積みもって来年はもっと酷くなっていく状況をどうすれば良いのか困っています。市も利活用や維持管理に関するチラシなどを出してはいますが、中々本人が動いてくれない状況です。</p> |
| 会 長 | <p>そういう時にも、様々な相談に乗れるような不動産店などがあればなお良いということですね。</p> <p>ほかに気になる点などございますか。無いようであれば、事務局は今頂いた意見を参考に検討をお願いします。皆様にフィードバックはしますか。</p> |
| 事務局 | <p>はい。調整した最終的な物について皆様にお示しします。</p> |
| 会 長 | <p>では皆様お手元にチラシを見ていただいて、ご意見がありましたら12月いっぱいをめどに事務局の方をお願いします。</p> <p>次に協議事項（2）居住支援窓口についてです。事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>お手元の資料3をご覧ください。</p> <p>(資料3について事務局から説明)</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 会 長 | <p>居住支援窓口について事務局から提案が示されております。皆様ご質問などはございますでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>もし過去の説明や資料の中で既出のものでしたら申し訳ないですが、基本的なことで、居住支援法人というのは、誰が、どのようにして、どうなるものかという点が知りたいです。</p> |
| 事務局 | <p>居住支援法人につきましては、東京都内で相談業務などの居住支援を行っている法人で、先程チラシのところで説明した居住支援窓口を設けるに当たって、その相談業務などを居住支援法人に受けていただこうと考えております。</p> |
| 委 員 | <p>委託ですか。</p> |
| 事務局 | <p>委託方式で考えております。</p> |
| 委 員 | <p>委託となったときには、この案である月数回の窓口の時に来ていただいて業務を行っていただくということではよろしかったでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>そのとおりです。</p> |
| 委 員 | <p>十分理解はできます。ただ、高齢者や障がい者、子どもの家庭の状況など様々な方がいて、ほかの取組みでもあるように、住宅を探している相談については、緊急性があることが多い気がします。そうなった場合に、月4回相談窓口を設置するとして、そこまで待つのかという点が気になりました。例えば、新潟県のように緊急性の高いケース、旭川の既存の窓口での対応など、緊急性がある場合には対応ができるような状況、そしてこの協力不動産店に照会がかけられる状況もあった方が良くかなと思います。</p> |
| 会 長 | <p>月4回の相談窓口がタイムリーであれば良いが、それ以外の緊急性があるときにどうするかということですが、その辺りはいかがですか。</p> |
| 事務局 | <p>当然、緊急性があれば、おそらく行政の各窓口などから最初の一報がこちらの事務局に入るとお思いますので、事務局でまず受けて居住支援法人と調整することは想定しております。相談窓口の日でないとは受け付けないということはありません。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委 員 | ありがとうございます。 |
| 会 長 | 委託となると公募形式で募集するのでしょうか。 |
| 事務局 | 手法はこれからの検討になりますが、市の方で契約をする形になりますので、手を挙げていただくこととなります。 |
| 会 長 | 緊急性がある場合に臨時的な対応も受けてくれることを条件に入れた方が良いという意見だと思いますが、非常に重要だと思います。相談日の対応は当然やらしてもらわなければ困りますが、相談日以外の対応もきちんとやらしてもらうことを入れることも重要だと私も思います。 ほかにご質問などございますか。 |
| 委 員 | 東京都で指定を受けている居住支援法人は49事業所ありますが、居住支援法人によって高齢分野、障がい分野、子育て、外国人などそれぞれ力を入れている分野が異なっていて、全てを網羅している法人がなかなか無いようなので、そのようなところから業者を探すこととなりますか。 |
| 事務局 | 市が業者を選んでお願いする形式ではなく、市の行政委託なので一般的には入札方式になります。委託する業務については、沢山色々なことができるのが理想ではありますが、なかなか難しい部分がございますので、このような場でご相談させていただきながら、あきる野市が委託する居住支援法人として必要なことを決めて、募集をかけることを考えております。 |
| 会 長 | プレゼンテーションなどをやらしてもらいたいイメージでしょうか。まだそこまでは決まっていますか。 |
| 事務局 | 現時点では決定しておりません。 |
| 会 長 | その点は詰めていただいた方が良いと思います。例えば金額だけで決定したとして、実際には思ったとおりに動いてもらえなければ法人としてはまいちですし、個人情報やプライバシーなことを扱いますから、あまりコロコロ変わられても困るので安定的にできれば良いと思います。その辺りも慎重に進めていけたらと思います。 ほかにございますか。 |
| 事務局 | 少し補足です。東京都で指定している居住支援法人は50社ほどで、先程委員がおっしゃったようにそれぞれ得意分野があり、できない分野があるという法人もありますが、ただそれは、あくまで都が指定している、できること、できないことです。今回委託するにあたっては、居住支援相談窓口としてやってほしい業務をもう少し詰めて、仕様書にまとめて公募等をしてい |

| | |
|-----|--|
| | <p>く形になりますので、先ほどのように緊急時の対応ができるようにしてほしいというご意見や、それぞれの窓口でもリストを活用して支援ができるようにしたいというご意見が非常に大事になります。窓口に来る日以外のところで、受託してくれた法人に何をしてもらいたいのか詰めていきたいと思います。</p> <p>資料3の裏面の一番下の四角になりますが、居住支援法人にやっていただきたい業務としては、相談窓口での週1回、月4回の窓口での対応、協力不動産店への物件の照会、物件の交渉や内見の同行、居住支援団体の方々との生活支援に関する調整、定期又は随時の訪問や状況把握そのようなこともお願いしたいと思っています。</p> <p>どの程度ご相談があるかわからない中での初めての事業になりますが、ここにある業務のほかには皆様からご意見あればここで伺いたいと思います。</p> |
| 会 長 | <p>今の補足もありましたが、まだわからない点や、この辺を盛り込んだ方が良いのではないかなという意見もあると思います。いかがですか。</p> |
| 委 員 | <p>おそらく、相談がどの程度あるかわからない中で市役所の会議室を使うのは難しい状況があるので、相談場所としてコミュニティホールなどが出てきたと思いますが、このイメージとしては、コミュニティホールで行われている司法書士との相談のようなものを想定されているのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>相談内容を考えて、個室など外に話が漏れない場所の確保を進めている状況で、会議室については、ある程度年間の日程が固まれば会議室を借りられるように総務課と調整しています。コミュニティホールは不可能ではないですが極力避けたいと考えています。</p> |
| 委 員 | <p>例えば、市民相談で使用している部屋が裏にあります。使用状況にもよると思いますが、そのような場所の調整も図られていますか。</p> |
| 事務局 | <p>その辺りも含め事前調整を行っています。</p> |
| 委 員 | <p>今に関連して、コミュニティホールであると多くの来庁者などがいて、落ち着かないと思います。少し戻りますが、資料1-1の4を見ると、相談内容が立ち退きや家賃の滞納などなかなか言いづらい、切迫しているような方が相談に来ると思いますので、やはり相談者がゆとりを持って落ち着いて話せる環境設定が必要かもしれません。</p> |
| 会 長 | <p>やはりプライバシーに非常に配慮する必要がありますので、今のお二方の意見は大事だと思います。望ましいのは個室ですが、確かに市の会議室の使用状況が厳しいという話はいつも聞いていますので、上手く確保してもらえればと思います。</p> <p>皆様、ほかにはいかがですか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 相談窓口の場所ですが、必ずこの本庁舎なのでしょうか。五日市に居住している方の中には、なかなか本庁舎まで来ることが難しい方もいますので、その辺りも配慮して、たまには五日市の方でも行ってもらいたいと思います。 |
| 会長 | 私も意見が出なければ言おうと思っていましたので、五日市への配慮ということで是非やっていただきたいと思います。 |
| 事務局 | 承知しました。 |
| 会長 | ちなみに、相談者の所へ訪問する、出向くことは想定していませんか。 |
| 事務局 | 現時点では想定しておりません。ただ、状況によっては、どうしても身体が不自由な方などがいらっしゃる可能性もありますので、どのようなことができるのかも一度内部で検討します。 |
| 会長 | 是非そこは望みたいです。毎回でなくても、出向くことも可能であれば、なお良いと思います。そのようなことが、居住支援法人としても1つPR、アピールポイントになるかと思えます。 ほかにはいかがですか。 |
| 事務局 | 市の各課や居住支援団体など、様々な支援をしている各窓口から居住支援相談窓口にどのようにつなげていくのかという点もこれから検討しなければいけないと思っていますので、その辺りはご協力をお願いします。ご本人からの直接の申込みだけではないと思いますのでよろしくお願いいたします。 |
| 会長 | 設置されれば、PRや説明に行かなければならないでしょうし、きちんと有効活用してもらいたいです。 ほかにはいかがですか。 |
| 委員 | 電話での相談は想定していませんか。 |
| 事務局 | 電話では予約の受付のみを想定していますが、その際に相談内容をお伺いしますので、それが第一の相談になると考えています。また、相談内容によっては、相談の際にご同席いただくかを判断しようと考えています。 |
| 委員 | 受付け時点の電話で済む可能性もあるということですか。 |
| 事務局 | 電話のみで済むことや各課の窓口への相談を案内することも場合によってはあると思いま |

| | |
|-----|--|
| | す。 |
| 委員 | 例えば、月4回を想定している中で、想定以上の件数の申込みがあつて相談が受けられない状況になった際に、先程申し上げた緊急対応や個別対応が可能かどうか、その辺りがあると思います。 |
| 会長 | 申込みが殺到すれば、いい意味でうれしい悲鳴になるでしょう。今はあまり相談がないかもしれないという雰囲気が無きにしてもあらずですが、逆に申込みが週1回では足りないとなるかもしれませんので、相談日以外にもある程度対応できるようにしないといけないと思います。 ちなみに前回の議事内容で言いますと、令和6年度の早い段階からという話でしたが、具体的な期日は決まっていますか。 |
| 事務局 | 決定はしておりません。行政的な事務手続きもありますので、極力早くとは考えております。 |
| 会長 | 先ほどの協議事項にあつた協力不動産店が無いと始まりませんので、まずそれが一番大事ですが、そこを早くきちんとやり、相談窓口をきちんと設置できるよう段取りをした方が良いと思います。 ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。 本日は、非常に参考となるご意見を多く頂きました。協議事項の(1)(2)につきましては、もう一度内部で検討していただいて、良きタイミングでできるよう願っています。 それでは、次第6 その他に入ります。事務局お願いします。 |
| 事務局 | 6 その他 次回の予定についてです。開催時期につきましては、年明けでということで、2月上旬か中旬を考えております。内容につきましては、居住支援制度に関するパンフレットについて検討を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。 |
| 会長 | あとは、本日は残念でしたが、次回日程が合えば日野市の方にお越しいただいて、是非事例等聞きたいと思いますので、そちらの調整もお願いいたします。 |
| 事務局 | 承知しました。 |
| 会長 | 次第7 連絡事項です。事務局よろしくをお願いいたします。 |
| 事務局 | 7 連絡事項 本日の会議の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で公開したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。 |

| | |
|------------|---|
| <p>会 長</p> | <p>皆様ほかに補足等ございますでしょうか。 無いようなので、進行を事務局にお返しします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>皆様長時間大変お疲れ様でした。会長につきましては、スムーズな進行ありがとうございました。先ほどご説明させていただきましたが、次回の協議会につきましては、令和6年2月を予定しておりますので、よろしく願いいたします。 それでは、最後に副会長から閉会のご挨拶を頂きたいと思います。</p> <p>8 閉 会 (副会長挨拶により閉会)</p> |